

長崎県五島中央病院売店運営に係る諸条件等について

売店運営に係る事業者の提案は、企画提案書作成要領に従い提案内容の記載を求めますが、当院の求める諸条件等については下記のとおりですので、企画提案に際し留意願います。

- I 運営期間 令和3年10月1日から令和9年3月31日まで
ただし、期間満了後に病院側と運営事業者双方で協議し、合意に至った場合は延長できるものとする。

II 使用料等

(1) 売店部分

公有財産使用料として、企画提案書に記載された率を売上実績額（税込）に乗じた額を徴収する。また使用許可部分に係る光熱水費等は事業者負担とする。

なお、売上実績額（税込）とは、売店部分の売上と自動販売機部分の売上を加えたものとする。

(2) 自動販売機部分

公有財産使用料として、1台あたりの使用面積に応じた金額を最低基準とした年額を徴収する。また使用許可部分に係る光熱水費等は事業者負担とする。

(参考) 現設置者の使用面積に応じた年額 58,630円

III 売店部分

(1) 面積（図面を参照）

売店 68.3㎡、売店用倉庫 14.4㎡

(2) 営業時間等

原則として、平日：午前8時30分から午後5時まで

土日祝日：午前9時から午後4時まで

（営業時間の拡大・縮小は自由提案）

(3) 取扱商品（例示）

飲食物（弁当、おにぎり、パン、乳飲料等）、菓子類、新聞雑誌類、日曜雑貨、パジャマ、紙おむつ、下着類、当院の要請に応じた医療衛生材料、切手・レターパック等、利用者の嗜好に幅広く対応し、かつ、入院患者の生活必需品に配慮した品揃えを行うこと。

(4) 販売を禁止するもの

アルコール類、たばこ及びその他療養に適さないもの。

(5) 経費の負担

次に掲げるものに係る費用については、運営事業者において負担する。また、通信回線等を設ける場合は事前に本院と協議した上で、設置費用や通信料等全ての費用を運営事業者において負担する。

①光熱水費等

②営業のために必要な各種手続に要する一切の費用

③陳列棚、冷蔵庫等の機器その他必要な備品

- ④店舗内改修、模様替え等原型を変更する場合に必要な一切の費用（事前に書面による本院の承認を必要とする。）
- ⑤店舗内清掃、ごみ処理等に係る経費及び防虫防鼠、消毒等の衛生管理に係る経費
- ⑥取替えが必要となった消耗管球の交換費用

IV 自動販売機部分

(1) 設置場所（図面を参照）

- ①1階 : 82cm×410cm（現在4台を設置）
- ②2階病棟 : 127cm×96cm（現在1台を設置）

(2) 営業時間等

毎日、24時間（自動販売機の保守管理等に要する時間は除く）

(3) 型式・機能

- ①大きさ、形状は本院が指定する場所に対応したもの（既設自動販売機と同程度）とすること。
- ②緊急時の連絡先を表示すること。
- ③電気料を算定するための子メーターの設置を行うこと

(4) 取扱商品

飲料（清涼飲料水、乳飲料等）

(5) 販売を禁止するもの

アルコール類、たばこ、並びに賞味期限間際や傷ものの商品。

(6) 販売価格

販売価格の上限は、販売商品の標準小売価格とする。

(7) 費用負担

- ①設置及び撤去に要する工事費、移転費等は事業者の負担とする。
- ②電気及び給排水工事が必要となる場合の工事の実施及び費用負担は、事業者の負担とする。

(8) 安全対策及び防犯対策

転倒防止、食品衛生、防犯に関し、必要な対策を行うこと。

V 運営全般に係る遵守事項

- (1) 病院の売店は、病院利用者及び職員のアメニティ向上の重要な要素であることを十分認識し、病院経営に貢献できる売店経営を行うこと。
- (2) 店舗内で常駐する従業員には、病院内での売店業務であることの自覚を持ち、清潔感ある身なりで業務にあたる（名札、ユニホーム着用が望ましい。）とともに利用者に対し、癒しある接客対応に努めること。また、出店事業者は、これを遂行するため、積極的な接遇研修の啓発、実施に努めること。
- (3) 売店等の運営に関する権利は、第三者に譲渡又は転貸しないこと。
- (4) 行政財産使用料及び本院の立替え費用（光熱水費等）等の必要経費については、本院が示す納期限までに確実に納付すること。

- (5) 商品補充（売り切れ防止等）、金銭管理（つり銭対応含む）など売店等の運営に関する維持管理は、事業者が対応すること。
- (6) 売店等の販売商品や自動販売機に係る故障、問い合わせ、苦情等については、事業者の責任において、迅速に対応すること。
- (7) 売店等の周辺を清潔に保ち、病院の美観、衛生環境を損なわないこと。また売店から販売廃棄された空き容器等の廃棄物の回収に努めること。
- (8) 売店内や自動販売機には、事業者や商品販売と関係の無い広告を掲示しないこと。
- (9) その他、売店等の運営に関し、当院の指示がある場合は、速やかに対応すること。

長崎県五島中央病院の概要について

1. 名称及び所在地

長崎県五島市吉久木町205番地
長崎県五島中央病院

2. 病院の理念

五島の地域医療に貢献し、患者様に信頼される病院を目指します。

3. 当院の目標

- (1) 患者様中心の医療
- (2) 安全な医療
- (3) 室の高い医療
- (4) 健全なる経営
- (5) 救急医療の充実

4. 当院の基本方針

- (1) 患者様にわかりやすい言葉で説明します
- (2) 検査や治療については患者様の同意を得て実施するように努めます
- (3) 医療水準の向上に努めます
- (4) 病診連携、保健・福祉機関との連携に努めます

5. 病院概要

(1) 標榜診療科（16科）

内科、循環器内科、消化器内科、脳神経内科、外科、整形外科、産婦人科、精神科、脳神経外科、小児科、泌尿器科、リハビリテーション科、放射線科、耳鼻いんこう科、眼科、皮膚科

(2) 許可病床数（304床）

①一般 230床 ②感染症 4床 ③結核 10床 ④精神 60床

※令和3年4月現在、一般病床40床休床

6. 診療日等

外来診療日：土・日・祝日及び年末年始（12/29～1/3）を除く毎日

診療時間： 午前8時30分～午後5時15分まで

7. 診療実績（令和2年度）等について

(1) 入院患者数実績について

ア	1日当たりの平均患者数	166.8人
イ	新入院患者数（年間）	3,462人
ウ	退院数（年間）	3,485人
エ	平均在院日数	17.5日

(2) 外来患者数実績について

	延患者数	118,116人
	(年間診療日数 243日)	

8. 職員数（令和3年4月現在）

337名（非常勤職員を含む）※常駐の委託業者は含まない

9. その他

院内レストランの有無・・・無